
寝屋川市障害福祉計画

(第5期計画)

寝屋川市障害児福祉計画

(第1期計画)

[平成30年度～平成32年度]



はじめに



本市では、平成20年3月に障害者支援の基本的な指針となる「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を策定し、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念に、市民や関係団体、事業者等の皆様方と協働して障害者支援施策を推進しています。

この間、国においては、障害福祉施策の充実を図るため、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法の施行、障害者虐待防止法や差別解消法の制定など、様々な改正や法制定が行われました。

また、障害者本人及び家族の高齢化の進行など、障害のある人を取り巻く状況が変化するなか、制度やサービスの充実に向けた取組も進んできています。

そのような中、本市におきましても、国の制度改革等に的確に対応し、障害福祉施策の更なる充実を図るため、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする、「寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）」及び「寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）」を策定いたしました。

今後、「寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）」（平成30年度～平成35年度）と密接に連携し、地域生活を支援する取組をはじめ、障害児支援の充実、差別解消や虐待防止、自立した生活を支援する取組を重点的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見やご指導をいただきました、障害者計画等推進委員会及び自立支援協議会の皆様方並びに市民の皆様方に心より厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

寝屋川市長

北川清夫

目 次

(参考) 寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）による 障害者支援の基本方向・障害者支援の推進方向	i
第1章 計画の策定にあたって	2
1. 計画の策定方針	2
第2章 障害者支援の推進方策	6
1. 障害者支援の推進体系	6
2. 計画期間における障害者支援で重視する考え方	7
3. 計画期間に重点的に取り組む事項	8
4. 障害者・障害児支援の【成果目標】	13
(1) 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進	14
(2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実	17
(3) ライフステージを通じた発達支援の充実	20
(4) 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実	23
(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	25
(6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり	27
5. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】	30
(1) 障害福祉サービスの見込量	30
(2) 地域生活支援事業の内容と事業量	35
(3) 障害児支援サービスの見込量	40
第3章 計画推進シート	43
1. 計画推進シートの位置づけと内容	43
2. 取り組みの流れ	44
資 料	45
計画策定の経過	45
寝屋川市障害者計画等推進委員会規則	46
寝屋川市障害者計画等推進委員会委員名簿	47
寝屋川市障害者計画（第2次計画）に基づく事業等の実施状況・進捗状況 ..	48
寝屋川市障害福祉計画（第4期計画）の進捗状況	55
障害者支援に関するニーズ調査の結果	59
次期計画での検討課題のまとめ	73
用語説明	77

**寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）
寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）・障害児福祉計画（第1期計画）の構成**



「障害者・障害児支援の【成果目標】」について、[○]は国の基本指針、府の基本的な考え方で成果目標として示された事項、[○]は個別施策にかかる見直しとして示された事項、その他は障害者長期計画に基づき市が独自に定めた事項です。

**(参考) 寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）による
障害者支援の基本方向・障害者支援の推進方向**

障害者支援の基本方向

1. 障害者支援の基本理念

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくろう！

寝屋川市は、障害者支援の基本的な考え方であるノーマライゼーションの理念を、だれもが安心して心豊かに暮らせるように支援することをめざす地域福祉と共有し、障害のあるなしにかかわらず、だれもが“自分らしく”暮らせるまちづくりをすすめるなかで、お互いに理解し、共感しあって、一人ひとりの障害に柔軟かつ的確に対応できる支援のしくみをつくっていくことをめざし、平成20年に策定した第2次障害者長期計画で、障害者支援の基本理念を、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」と定めました。

ここで言う“自分らしく”とは、一人ひとりの自ら望む生活の実現をめざした営みが、障害があることによって阻害されることなく、一人の市民として育ち、学び、働き、遊びながら、地域のなかで暮らせるように、条件を整えたり、必要な支援を行うことです。また、支援の制度の枠組みによって生活のかたちが決められることがないよう、支援のスタイルを変えていくことも求められます。

この間、障害者基本法の改正をはじめ障害者支援に関する法律等の整備がすすみ、発達障害、高次脳機能障害、難病などの制度の狭間となっていた人への支援が広がってきています。また、障害者基本法では、だれもが障害の有無によって分け隔てられることなく、尊重しあいながら共生する社会を実現することが、法律の目的としてあらためて明記されましたが、少子高齢化がすすみ、社会や地域、家庭の環境が変化するなかで生じてきている多くの人が抱える多様な“困りごと”に対応していくために、さまざまな力をつないで包括的に支えていく「地域共生社会の実現」という考え方に基づく、さらに広がりのある取り組みの推進も求められてきています。

本市では、平成18年度に設置した自立支援協議会が、障害者支援のネットワークの中核を担い、分野を超えた支援者や当事者が協働して、生活に関わる課題の解決に向けた支援を推進しています。こうした経験をさらに広げ、障害のある人がいっそう主体的に参加しながら、すべての市民が支えあうことで“自分らしく”生活できるよう、地域のあらゆる力をあわせて、寝屋川市らしい地域共生社会をめざしていきます。

2. 障害者支援の推進において共有する視点

（1）《自分らしい生活》を支援する

障害の有無や種別、程度などの違いにかかわらず、一人の市民として《自分らしい生活》ができるように、だれもがどのように暮らしたいか自分で選択し、決定できることを、障害者支援の基本としてすべての取り組みを推進します。そのために、選択のための情報や経験の機会の提供、理解への補助などの必要な支援を、本人の意思を尊重しながら行います。

そして、選択した生活が実現できるように支援するサービスや環境などを、新たな手法なども活用して開発しながら提供するとともに、本人の思いに沿った《自分らしい生活》を支える質の高い支援とするよう、継続的に取り組みます。

あわせて、《自分らしい生活》を阻害する差別や虐待をなくすよう、予防や解決に向けて取り組みます。

（2）《包括的な支援》を推進する

乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期へと、ライフステージを通じて《自分らしい生活》をおくれるように、一人ひとりの状況や環境をふまえながら、切れ目なくカバーする《包括的な支援》を推進します。

そのために、保健、医療、福祉、教育、雇用、住まい、まちづくりなどのさまざまな分野の取り組みを連携させて、制度の枠を超えて、生活全体のニーズを見通す狭間のない支援をめざします。

また、市や関係機関などの「公」と、市民、団体、事業者などの「民」の多様な主体が、それぞれの“強み”を活かして役割を分担しながら協働していくことで、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を効果的にすすめます。

（3）《地域共生社会》を実現する

だれもが安心して心豊かに暮らせる地域は、一人ひとりの《自分らしい生活》と、それを支える《包括的な支援》をすすめるうえでの基盤となるものです。

そのために、地域のさまざまな人々が理解しあい、お互いに認めあって、それぞれが“できること・したいこと”で支えあうことを通じて《地域共生社会》を実現していくよう、地域福祉の取り組みと連動させながら、多様な障害がある人が参加し、共生できる地域づくりをめざします。

また、安心して生活や社会参加ができる環境としてのバリアのないまちづくりを、差別解消のための合理的配慮などとも関連づけながら、都市施設や建築物の整備、情報伝達やコミュニケーションの充実などのさまざまな取り組みと連動させて推進します。

障害者支援の推進方向

「障害者支援の基本理念」として定めた「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくろう！」を効果的に実現するために、以下の体系に沿った計画的な取り組みを、市民・団体・事業者・関係機関等と協働して推進します。

【障害者支援の推進体系】

1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進
2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実
3. ライフステージを通じた発達支援の充実
4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり
6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進

【取り組みの方向と目標】

・本人やまわりの人などがニーズに気づき、的確な支援や主体的な活動などにつながるように、ライフステージを通じた生活に関するさまざまな情報をしっかりと伝えます。

→ 情報提供の推進

・必要なときにきちんとつながり、本人の意思を尊重しながら自分らしい生活をおくるために、きめ細かく、的確に支援する相談支援のしくみを構築します。

→ 相談支援の推進

・弱い立場に置かれたがちな人への差別や虐待を防ぎ、安心して暮らせるように支える包括的な権利擁護のしくみを構築し、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。

→ 権利擁護の推進

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ① 多様な方法を活用した的確な情報伝達の推進
- ② 計画相談支援等を活用したきめ細かな支援の推進
- ③ 基幹相談支援センターを核とする総合的な相談支援体制の充実 [○]
- ④ 成年後見制度の利用と意思決定支援の推進 [○]
- ⑤ 差別解消への理解と配慮、調整の推進 [○]
- ⑥ 虐待防止への理解と予防・解決に向けた取り組みの充実 [○]

2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

【取り組みの方向と目標】

- ・自分らしい生活を支えるために、障害の重度化・多様化や高齢化などによる新たなニーズや、制度の狭間などのニーズにも対応した障害福祉サービス等を推進します。
→ 障害福祉サービス等の推進
- ・保健・医療・福祉や住まいの確保などを連動させ、地域での生活を包括的に支援するためのしくみづくりや取り組みを、高齢分野などとも連動させて推進します。
→ 包括的な支援のしくみづくり

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ⑦ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [◎]
- ⑧ 地域生活支援（拠点）システムの推進 [◎]
- ⑨ 精神障害者地域包括ケアシステムの構築 [◎]
- ⑩ 多様なニーズに対応する介護・生活支援サービスの確保
- ⑪ 重度者、発達障害者、難病患者等への支援の充実 [○]
- ⑫ 居住型サービスと住まいの確保への支援の充実
- ⑬ 自立した生活がおくれる経済的な基盤への支援の推進
- ⑭ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進

3. ライフステージを通じた発達支援の充実

【取り組みの方向と目標】

- ・保健・医療・福祉や教育などの分野や、「公」と「民」の多様な主体が協働し、妊娠期・乳幼児期から学齢期、成人期へと継続して発達を支援する体制をつくります。
→ 発達支援の体制づくり
- ・障害を早期に発見し、一人ひとりの状況やニーズに応じた療育や訓練を、さまざまなおこころで継続して行う体制をつくります。 → 障害の発見と療育の推進
- ・障害の有無にかかわらず、就学前から学齢期、成人期にかけて生涯にわたってともに学ぶための環境づくりや、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 生涯にわたる学習の推進

【第1期障害児福祉計画の成果目標】

- ⑮ 子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備 [◎]
- ⑯ 多様なニーズに対応する療育支援の推進
- ⑰ 支援教育・高等教育、生涯学習の充実

4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実

【取り組みの方向と目標】

- ・自分らしい生活をおくるうえで多様な“思い”に基づく就労や社会参加ができるよう、選択できる場や障害に応じた環境づくり、踏み出すための支援などを推進します。

→ 就労や社会参加の推進

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ⑯ 一人ひとりのニーズに応じた就労への支援の推進
- ⑰ 福祉的就労での工賃向上の取り組みの推進 [◎] (※) 大阪府独自の成果目標
- ⑲ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [◎]
- ⑳ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援・条件づくりの充実

5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

【取り組みの方向と目標】

- ・障害のある人もない人もみんなが理解しあい、尊重しあってふれあい、一人ひとりが“できること・したいこと”で気持ちよく支えあうまちをつくります。

→ 理解し、支えあうコミュニティづくり

- ・一人ひとりの障害に配慮して移動やコミュニケーションなどのバリアをなくし、安全で快適に暮らせるまちをつくります。 → バリアのないまちづくり
- ・「公」と「民」が力をあわせ、災害、犯罪、交通事故などから安全なだれもが安心して暮らせるまちと、いざというときに的確に支えあえるしくみをつくります。

→ 安全・安心なまちづくり

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ㉑ 「地域共生社会」の実現に向けた学習や交流の推進 [○]
- ㉒ 市民・当事者による地域での支えあい活動の推進
- ㉓ 合理的配慮の視点でのバリアフリー化と配慮・支援の推進
- ㉔ 公・民の役割を活かした災害への備えと支援体制づくりの推進
- ㉕ 防犯・交通安全のためのソフト・ハードの取り組みの充実

6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

【取り組みの方向と目標】

- ・障害者の生活に関わる多様な主体が協働し、それぞれの“強み”を活かした効果的な支援のしくみづくりや取り組みを、計画的に推進します。

→ 障害者支援のネットワークづくり

- ・さまざまな障害者支援の担い手を増やすとともに、自分らしい生活を支えるという視点で支援の質を高めていきます。

→ 障害者支援の担い手づくり

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ㉗ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実
- ㉘ 計画のP D C I サイクルを通じた全庁的な障害者支援の推進
- ㉙ 障害者支援の多様な人材の確保 [○]
- ㉚ 情報公開や研修による支援の質の向上と安全確保 [○]

(※) p. iii～vi の【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標】について、
[◎] は国の基本指針、府の基本的な考え方で成果目標として示された事項、
[○] は個別施策にかかる見直しとして示された事項、
その他は障害者長期計画に基づき市が独自に定めた事項です。

寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）

寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針

(1) 計画の目的

本市では平成20年3月に策定した「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を障害者支援の基本的な指針と位置づけ、3年ごとに策定する「寝屋川市障害福祉計画」と一体的に推進することを通じて、市民、団体、事業者や関係機関のみなさんと協力して、計画（Plan）→実行（Do）→点検（Check）→改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善をすすめていくP D C I サイクルの考え方に基づく計画的な事業等の推進を図っています。

平成27年3月に策定した第4期の障害福祉計画では、国の基本指針において障害福祉サービス等を推進するうえでの【成果目標】と、それを実現するための【活動指標】を設定するという考え方が導入され、P D C A サイクル（※）の考え方によって着実に推進していくという方向性が示されました。

こうした経過をふまえ、本市では、障害福祉計画を障害者長期計画と連動させて推進してきた経験を活かし、障害のある人の地域での生活を総合的に支援するしきのひとつとして、障害者長期計画と障害福祉計画を一体的に策定しました。新たに策定することになった障害児福祉計画も含め、3つの計画を連動させて推進することで、ライフステージを通じて自立した生活を総合的に支援するよう、取り組んでいきます。

（※）国の基本指針では「P D C A」（A=Action）という表現が使われていますが、寝屋川市では「改善」をより明確にするために「Innovation」を用いています。

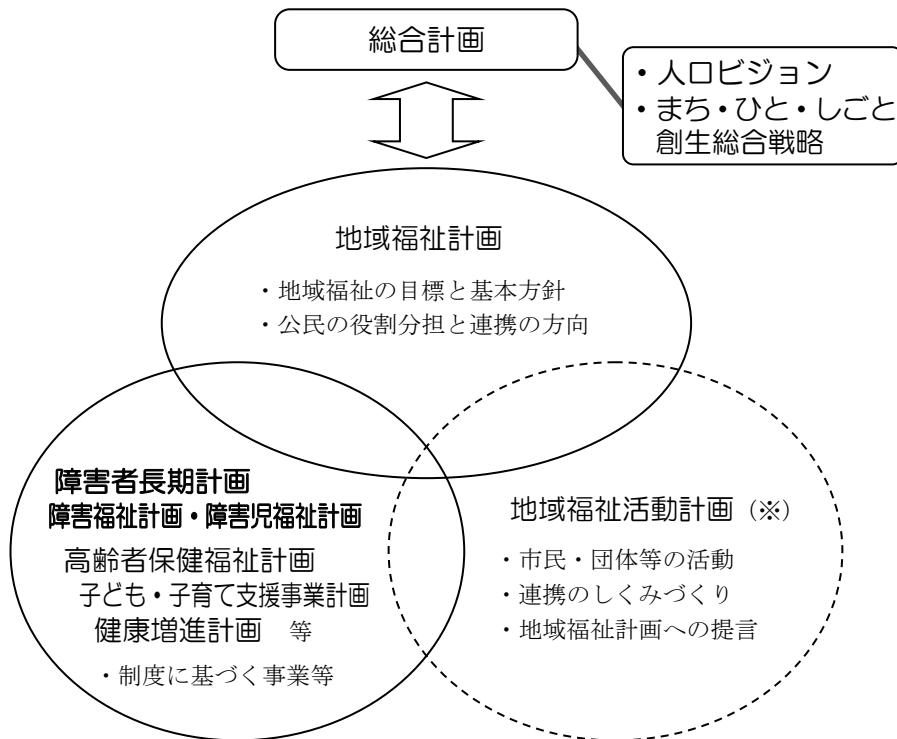
(2) 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法（第88条）に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法（第33条の20）に基づく「障害児福祉計画」を包含し、ライフステージを通じた支援を行うための障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進するための計画です。

本市では、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画である「障害者長期計画」とも一体的に策定・推進することを通じて、障害のある人の生活を支援するさまざまな取り組みを体系的・総合的かつ計画的に推進します。

また、この計画は本市のまちづくりの目標と方向性を示す「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」、障害者支援に関わる各種の分野別計画や市民・団体・事業所などが取り組む地域福祉活動計画等とも連動させ、分野を超えた連携によって、障害のある人のライフステージを通じた多様なニーズに対応する取り組みの効果的な推進を図ります。

《計画の位置づけ》



(※) 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼びかけ役となり、市民・団体・事業者等が取り組む活動を定める計画です。

(3) 計画の期間

この計画は、国の基本指針に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画として策定しました。

なお、障害者支援に関する制度や社会情勢等に大きな変化があった場合は、適宜、必要な見直しを行うこととします。

《計画の期間》

30年度	32年度	33年度	35年度
寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）			
寝屋川市障害福祉計画(第5期計画)		寝屋川市障害福祉計画(第6期計画)	
寝屋川市障害児福祉計画(第1期計画)		寝屋川市障害児福祉計画(第2期計画)	

(4) 計画の策定方法

この計画は、障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を密接に連携させて策定・推進するために、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等の参加によって設置している「寝屋川市障害者計画等推進委員会」（計画推進委員会）での意見交換をふまえて策定しました。

また、自立支援協議会を通じて、障害者支援に関する課題や計画に関する意見を集約し、計画の検討に反映しました。

計画に対する市民の意見を広く聴くため、当事者のニーズを把握するためのアンケート調査や関係機関・団体等へのヒアリングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映しました。さらに、計画素案に対する市民からの意見を聴取するため、パブリック・コメントを実施しました。

あわせて、障害者支援に関わる事業を実施する部局で構成する府内連絡会を開催し、連携して事業を推進していくための協議等を行いました。

(5) 計画の進行管理

この計画は、障害者長期計画で定めた基本的な方向性の実現に向けた具体的な取り組みを推進するよう、成果目標や活動指標をふまえて年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を通じたP D C I サイクルによって推進します。なお、「障害者支援の推進方策」の「(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり」など、地域共生社会づくりの視点で分野を超えた取り組みが必要な事項については、保健福祉のマスタープランと位置づけた地域福祉計画を中心として、関連する分野の計画と整合を図って推進していくよう、連携して取り組みます。

また、計画推進シートは、成果目標や活動指標に対する事業の実施状況等の評価（主に量的な評価）とともに、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」がどのように達成されたかの評価（成果に基づく質的な評価）を行い、総合的な分析に基づく計画の推進を図っていきます。

これらの取り組みは、計画推進委員会、府内連絡会、自立支援協議会等を通じて、障害のある人を含めた市民、団体、事業者と市・関係機関等の多様な主体の参加のもとで協議を行いながら、各々が役割を分担し、それぞれの強みを活かして協働して、効果的に推進していきます。

《計画の進行管理の考え方》



第2章 障害者支援の推進方策

この計画では、国や大阪府の指針をふまえるとともに、寝屋川市障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」で定めた【取り組みの方向と目標】の実現に向けて、計画期間である平成30～32年度に取り組むことを、以下のように定めます。

1. 障害者支援の推進体系

この計画では、寝屋川市障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」をふまえ、以下の体系で取り組みを推進します。

- (1) 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進
[推進する取り組み] 情報提供の推進、相談支援の推進、権利擁護の推進
- (2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実
[推進する取り組み] 障害福祉サービス等の推進、包括的な支援のしくみづくり
- (3) ライフステージを通じた発達支援の充実 《障害児福祉計画》
[推進する取り組み] 発達支援の体制づくり、障害の発見と療育の推進、生涯にわたる学習の推進
- (4) 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実
[推進する取り組み] 就労や社会参加の推進
- (5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり
[推進する取り組み] 理解し支えあうコミュニティづくり、バリアのないまちづくり、安全・安心なまちづくり
- (6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり
[推進する取り組み] 障害者支援のネットワークづくり、障害者支援の担い手づくり

2. 計画期間における障害者支援で重視する考え方

(1) 多様なニーズに対応する支援を充実する

一人ひとりの状態やニーズに応じた障害者支援を推進するため、従来の障害種別に基づく制度では狭間になりがちだった発達障害、難病や医療的ケアが必要な人、高次脳機能障害、若年性認知症、視覚障害と聴覚障害の重複、性同一性障害などの多様な障害や、障害者の高齢化にともない生じるニーズに配慮した支援を充実します。

そのために、目に見えにくい障害なども含め、多様な障害や、障害のある人がもつニーズへの理解をすすめ、福祉サービスや各種制度をはじめ、さまざまな場面での狭間を解消していくよう、意識して取り組みます。

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた障害者支援を推進する

だれもが自分らしく生活できるように支えあう「地域共生社会」を実現する取り組みをすすめるなかで、これまで「共生」を重視して推進してきた障害者支援の考え方を広げながら、地域福祉や高齢者福祉、子育て支援などの取り組みとも連携し、生活者としてのニーズに着目した「丸ごと」の支援につないでいきます。

また、福祉と保健・医療、教育、雇用、住宅、交通、まちづくりなど、分野間の連携を強化することで、制度等の枠を超えてライフステージを通じた支援をすすめます。

(3) 「公」と「民」の多様な主体が、いっそう協働できるしくみを広げる

少子高齢化が進行し、社会や地域の状況の変化などによって多くの人が日常生活での“困りごと”を感じるなかで、地域の課題を「我が事」として理解し、支援が必要なときは受け手となり、おたがいさまの意識で“できること・したいこと”で担い手としても参加し、多くの多様な力が協働する「地域共生社会」をめざすことを通じて、障害のある人がもつさまざまな困りごとを解決する取り組みを推進します。

また、福祉サービスの担い手が多様化するとともに、地域での支えあいなども含めたさまざまな地域福祉活動が求められるなかで、「公」の責任を基盤としつつ「民」の多様性や柔軟性を活かした協働を推進するよう、自立支援協議会等のネットワークを活かした協議と、各種の事業や活動における協働を推進します。

3. 計画期間に重点的に取り組む事項

(1) 地域生活を支援する取り組みの推進

① 地域生活を包括的に支える支援の推進

- ・多様なニーズや状況に応じた自立生活を、地域のさまざまな力をあわせて支援するよう、精神障害者地域包括ケアを含め、高齢分野の取り組みなどとも連携した保健、医療、福祉と住まい、まちづくりなどの面の支援を一体的にすすめる地域包括ケアや、高齢期にも継続して支援が受けられる共生型サービスなどを推進します。
- ・自立生活援助、就労定着支援などの新たなサービスを推進するよう、サービス提供体制の確保を図るとともに、関連するサービス等との効果的な連携を、計画相談支援等を通じて推進します。

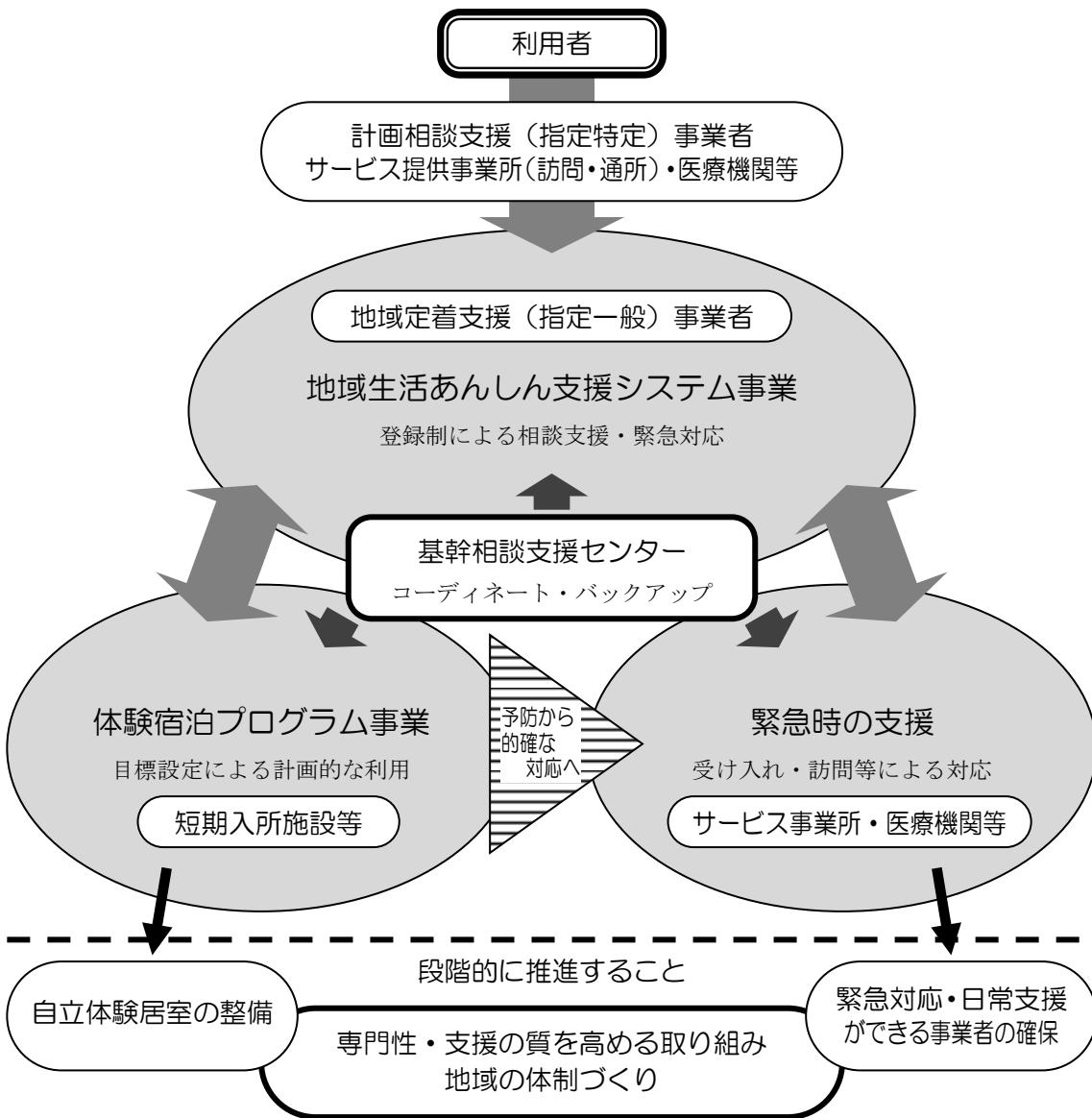
② 地域生活支援（拠点）システムの推進

- ・地域生活を支援するしくみを面的整備の手法で推進するうえで基幹的な事業として、事前に登録して備えを行うことで、緊急時に応する「地域生活あんしん支援システム事業」、「体験宿泊プログラム事業」を推進するよう、市と委託相談支援事業所が連携して運営する基幹相談支援センターが支援の拠点的な機能を担い、相談支援やサービス提供を行う事業者と連携して取り組みます。
- ・地域で自立して生活するうえでの居住の場の充実を図るため、ニーズをふまえたグループホーム等の整備や、賃貸住宅等への入居を支援する取り組みを推進します。
- ・地域生活を支える体制を強化するため、支援に関わる機関等のネットワークの充実や専門的な人材の確保を推進します。
- ・面的整備の推進とあわせて、“親亡き後”の暮らしを支える機能も含めたさらなる拠点等の整備の必要性について、支援のニーズを把握しながら検討していきます。

③ 地域福祉計画との連携による「我が事・丸ごと」の取り組みの推進

- ・地域共生社会の実現に向けた法改正で地域福祉計画が福祉分野の上位計画と位置づけられ、高齢、障害、児童等の福祉に関して共通して取り組む事項や、包括的な支援体制の整備に関する事項が定められるようになることをふまえ、障害者支援に関連する取り組みが第四次地域福祉計画に的確に位置づけられるよう、検討や協議をすすめます。
- ・こうした検討・協議を通じて、この計画に基づく事業等が分野や公・民の枠を超えた連携によって効果的に推進できるよう、この計画の推進プロセスにも反映させていきます。

【地域生活支援（拠点）システムのイメージ】

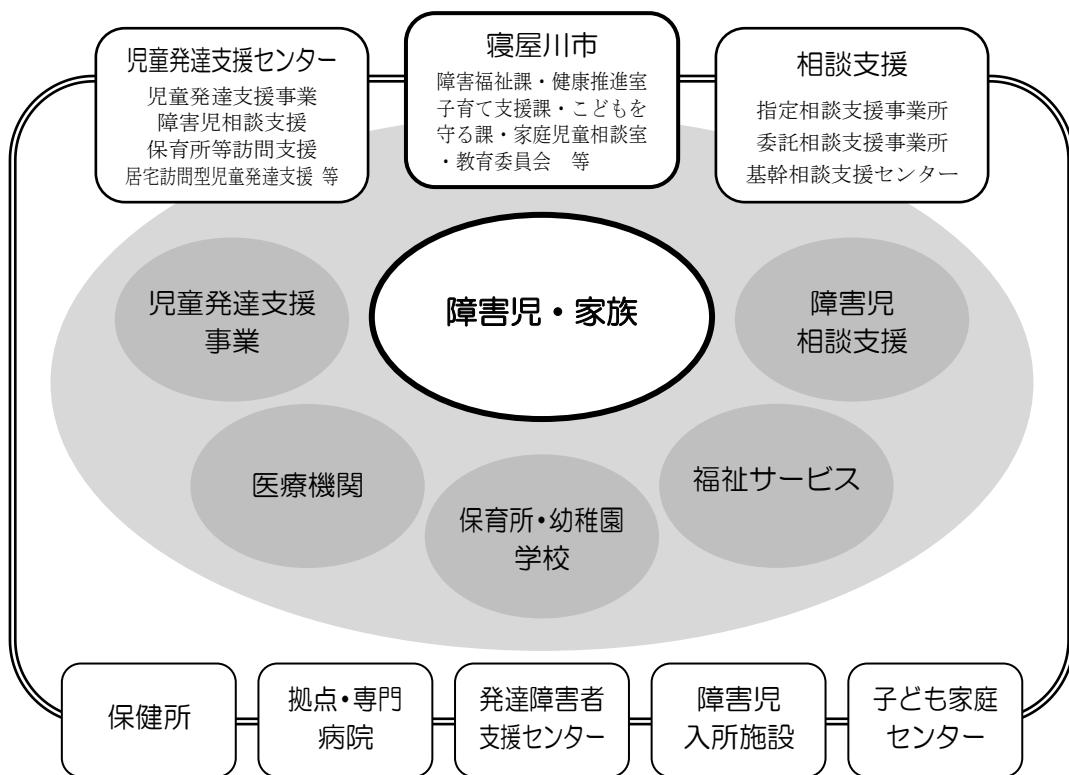


(2) 障害児支援の充実

① 公民協働による切れ目のない発達支援体制の整備

- ・児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）の指定管理者制度での運営や、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業所の増加など、障害児支援において多様な「民」の事業者等の関わりが広がっていることをふまえ、本市の療育システムをさらに発展させて、公・民が各々の強みを活かして効果的に連携し、乳幼児期から学齢期、成人期へと切れ目なく支援できる体制を構築するよう、障害児関係機関協議会（通称：五者協）や自立支援協議会の障害児部会などを活かしたネットワークを充実しながら推進します。

【公・民の多様な主体の協働による障害児支援体制のイメージ】



② 医療的ケアが必要な障害児、発達障害児などへの支援の充実

- ・医療的ケアが必要な障害児やその保護者が抱えている多様なニーズを、分野を超えた関係機関等が連携して支援していくために、協議の場と支援の調整を行うコーディネーターを配置し、一人ひとりのニーズをふまえた取り組みを推進します。
- ・発達に関する遅れや障害を早期に発見し、適切な支援につなぐ取り組みを、母子保健、保育や就学前教育、学校教育などの場でいっそう効果的に推進するよう、情報の共有や引き継ぎなどの充実を図ります。また、一人ひとりの状況に応じた適切な対応や支援ができるよう、障害への理解や支援のスキルを高めるための情報提供や研修などを推進します。

③ 子ども・子育て支援と連携した取り組みの推進

- ・障害の有無にかかわらず、子どもが健やかに育つための支援を推進するよう、子ども
 - ・子育て支援の取り組みのなかでの障害児支援を推進するために、次期の子ども・子育て支援事業計画に障害児や保護者のニーズを的確に反映していくように、ニーズの共有や協議をすすめています。

(3) 差別解消や虐待防止、意思決定等を含む自立生活支援の取り組みの充実

① 差別解消に向けた理解や取り組みの推進

- ・障害者差別解消法への理解を広げ、障害を理由とする差別等を防ぐとともに、公共・民間のサービス、教育、就労、移動・外出、医療・福祉など、日常生活や社会参加に関するさまざまな場面でのバリアをなくすための合理的配慮を推進するよう、関係機関による障害者差別解消支援地域協議会を設置し、啓発や相談等を推進します。

② 虐待防止や対応の取り組みの充実

- ・自立支援協議会の相談支援・権利擁護部会に権利擁護に関するサブワーキングを設置し、虐待防止センターや関係機関、事業者等の連携強化などによる、虐待防止のための啓発や支援を推進します。
- ・虐待に関する相談や通報に迅速かつ的確に対応するとともに、虐待を解消するための支援などを強化するよう、虐待対応プロセスの見直しなどをすすめます。

③ 後見的支援、意思決定支援等の推進

- ・障害のある人の成年後見制度の利用を促進するよう、成年後見制度利用支援事業を活用するとともに、法人後見などによる担い手の確保に取り組みます。
- ・“自分らしい生活”をおくるうえでの意思決定支援を充実するよう、相談支援を通じた情報や経験の機会の提供等の環境整備や寄り添う支援などを推進します。

【合理的配慮について】

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に制定された障害者差別解消法は、行政機関や事業者等に対して、不当な差別的な取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供を定めています。

不当な差別的な取り扱いとは、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することです。

また、合理的配慮は、また、障害のある人から社会のなかにあるバリアを取り除くためになんらかの対応が必要だという意思が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応する（事業者等は対応に努めること）ということを求めるものです。

《合理的配慮の例》

内閣府が作成したリーフレット「「合理的配慮」を知っていますか？」では、不当な差別的取り扱い、合理的配慮の具体例として、以下の事項が示されています。

〈不当な差別的取り扱いの具体例〉

- ・受付の対応を拒否する
- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
- ・学校の受験や、入学を拒否する
- ・障害者向け物件はないと言って対応しない
- ・保護者や介助者がいっしょにいないとお店に入れない

〈合理的配慮の具体例〉

- ・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める
- ・障害のある人から代筆を求められたとき、代筆が問題ない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く
- ・意思を伝えあうために、絵や写真のカードやタブレット端末などを使う
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する

また、この計画の策定において、計画推進委員会や団体へのヒアリング等では、合理的配慮に関連して、以下のような具体的な課題が提起されました。

〈当事者等から提起された合理的配慮に関する課題の例〉

- ・性的少数者（L G B T等）なども含めた多様な障害への偏見をなくし、仕事、結婚、旅行などの格差が生じないようにする
- ・障害者が賃貸住宅の入居や、公共交通の利用を拒否されないようにする
- ・補助犬に対する理解や支援を推進する
- ・市が実施する行事等での障害者への合理的配慮（マラソンでの伴走や手話通訳、多様な方法での申込受付など）を推進する
- ・細かな障害種別に対応した災害時の避難支援や避難所づくりを推進する

4. 障害者・障害児支援の【成果目標】

本市では障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に関する国・府の基本指針で示されている事項に加え、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」に基づく取り組みを推進するため、以下の【成果目標】を設定し、体系的な取り組みを推進します。

【推進体系】	【成果目標】
1. 一人ひとりに寄 り添う相談と権 利擁護の推進	① 多様な方法を活用した的確な情報伝達の推進 ② 計画相談支援等を活用したきめ細かな支援の推進 ③ 基幹相談支援センターを核とする総合的な相談支援体制の充実 [○] ④ 成年後見制度の利用と意思決定支援の推進 [○] ⑤ 差別解消への理解と配慮、調整の推進 [○] ⑥ 虐待防止への理解と予防・解決に向けた取り組みの充実 [○]
2. 多様な地域生活 を支えるサービ ス等の充実	⑦ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [○] ⑧ 地域生活支援（拠点）システムの推進 [○] ⑨ 精神障害者地域包括ケアシステムの構築 [○] ⑩ 多様なニーズに対応する介護・生活支援サービスの確保 ⑪ 重度者、発達障害者、難病患者等への支援の充実 [○] ⑫ 居住型サービスと住まいの確保への支援の充実 ⑬ 自立した生活がおくれる経済的な基盤への支援の推進 ⑭ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進
3. ライフステージ を通じた発達支 援の充実	⑮ 子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備 [○] ⑯ 多様なニーズに対応する療育支援の推進 ⑰ 支援教育・高等教育、生涯学習の充実
4. 自己実現をめざ す就労や社会参 加の支援の充実	⑱ 一人ひとりのニーズに応じた就労への支援の推進 ⑲ 福祉的就労での工賃向上の取り組みの推進 [○] ⑳ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [○] ㉑ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援・条件づくりの充実
5. 安心して心豊か に暮らせる地域 づくり	㉒ 「地域共生社会」の実現に向けた学習や交流の推進 [○] ㉓ 市民・当事者による地域での支えあい活動の推進 ㉔ 合理的配慮の視点でのバリアフリー化と配慮・支援の推進 ㉕ 公民の役割を活かした災害への備えと支援体制づくりの推進 ㉖ 防犯・交通安全のためのソフト・ハードの取り組みの充実
6. 障害者支援のネ ットワークと担 い手づくり	㉗ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実 ㉘ 計画のPDCIサイクルを通じた全庁的な障害者支援の推進 ㉙ 障害者支援の多様な人材の確保 [○] ㉚ 情報公開や研修による支援の質の向上と安全確保 [○]

[○] は国の基本指針、府の基本的な考え方で成果目標として示された事項、[○] は個別施策にかかる見直しとして示された事項、その他は障害者長期計画に基づき市が独自に定めた事項です。

(1) 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・本人やまわりの人などがニーズに気づき、的確な支援や主体的な活動などにつながるように、ライフステージを通じた生活に関するさまざまな情報をしっかりと伝えます。
→ 情報提供の推進
- ・必要なときにきちんとつながり、本人の意思を尊重しながら自分らしい生活をおくるために、きめ細かく、的確に支援する相談支援のしくみを構築します。
→ 相談支援の推進
- ・弱い立場に置かれたがちな人への差別や虐待を防ぎ、安心して暮らせるように支える包括的な権利擁護のしくみを構築し、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 権利擁護の推進

【成果目標】

① 多様な方法を活用した的確な情報伝達の推進

- ・自立支援協議会等を活かして事業者や当事者・支援者・地域等の団体などと連携したり、スマートフォンやインターネット等のＩＣＴを活用した広報などの多様な手法によって、一人ひとりのニーズに応じた情報を的確に伝達する取り組みを推進します。
- ・情報の伝達にあたっては、さまざまな障害等をふまえてわかりやすい表現や伝達方法を用いるよう、当事者等とも協議しながら推進していきます。

② 計画相談支援等を活用したきめ細かな支援の推進

- ・支援が必要な人が相談やサービスにつながるように、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所をはじめ、計画相談を含めた各相談支援事業所等がより身近に相談できる窓口として利用されるための情報発信等を充実します。また、地域に密着したアウトリーチ（相談機関等が出向く支援）等によるニーズ把握をいっそうすすめていくよう、事業者等と連携して取り組みます。
- ・障害福祉サービスを利用するすべての人へのサービス等利用計画の作成を推進するよう、相談支援を実施する事業者や相談支援専門員の確保を図ります。
- ・自己決定を尊重した自分らしい生活を包括的に支える計画相談をすすめていくよう、相談支援専門員等への情報提供や研修、ケース検討等を充実するとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所による助言や支援、プランの点検などを推進します。また、自ら研修などを受けてセルフプランの作成を行う人にも、福祉事務所や委託相談支援事業所等による支援を推進します。

- ・福祉事務所と相談支援事業所が連携を強化し、効果的な相談支援を行っていくよう、基幹相談支援センターによるコーディネートや、相談支援ネットワーク会議等を通じた情報共有と支援方策の検討などを推進します。また、情報共有を活かし、さまざまなニーズをふまえたサービス支給決定のガイドラインの設定や効果的な活用を推進します。
- ・経済的な面などを含めた生活のさまざまな困りごとに応する生活困窮者自立支援事業などとも連携し、複雑な課題に寄り添う支援を推進します。また、介護保険サービスと障害福祉サービス等を効果的に組みあわせた支援ができるよう、相談支援専門員とケアマネジャー・福祉事務所のケースワーカー等の連携を推進します。

③ 基幹相談支援センターを核とする総合的な相談支援体制の充実 [○]

- ・市と相談支援事業所が連携して運営する基幹相談支援センターは、①総合相談・専門相談、②地域移行・地域定着、③地域の相談支援体制の強化、④権利擁護・虐待防止の4つの機能をいっそう充実するために、市、相談支援事業所の各々の専門性を活かした分担・協働ができるよう、相談支援専門員等の体制を強化するとともに、基幹相談・拠点推進会議等で協議しながら推進します。
- ・地域生活支援（拠点）システムで実施する地域生活あんしん支援システム事業なども活かし、緊急時などに状況に応じた対応ができる相談支援の体制づくりを推進します。
- ・中核市への移行をめざしている平成31年度から設置する市保健所と連携して相談や支援を充実していくよう、庁内連絡会ワーキング等を通じて調整などを行いながら推進します。
- ・地域包括ケアを深化させた「地域共生社会の実現」に向けて推進される、分野を超えた包括的な相談支援体制を構築するうえで、障害分野の相談支援と他分野との連携のあり方などを、地域福祉計画の改定とも関連づけて検討していきます。

④ 成年後見制度の利用と意思決定支援の推進 [○]

- ・障害のある人の権利擁護について、差別解消、虐待防止、成年後見などのさまざまなテーマに関する当事者を含む市民や関係者の理解を広げていくよう、啓発や学習を推進します。
- ・成年後見制度利用促進法の施行もふまえて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等、日常生活での判断などに支援が必要な人を支える事業の利用を促進するよう、“親亡き後”の支援についての検討とも連動させながら、情報提供やさまざまな事業などを通じた呼びかけを行っていきます。
- ・自分らしい生活を実現していくために、情報や学習機会の提供などを通じて「エンパワメント」（一人ひとりがもっている力を引き出すための支援や条件整備）を推進します。また、計画相談支援やセルフプランの作成支援などを通じて、本人が主体的に

意思決定できるためのサポートを推進します。

- ・障害者の成年後見を継続的に行ううえでの必要性もふまえて法人後見を推進するよう、関係者の理解を広げるための学習や、しくみづくりに向けた検討などをすすめます。
- ・認知症高齢者なども含め分野を超えた権利擁護支援のニーズに対応するため地域福祉計画に位置づけられた権利擁護システムの構築において、障害者の特性に応じた取り組みがなされるよう、関係部局等と連携して検討をすすめます。

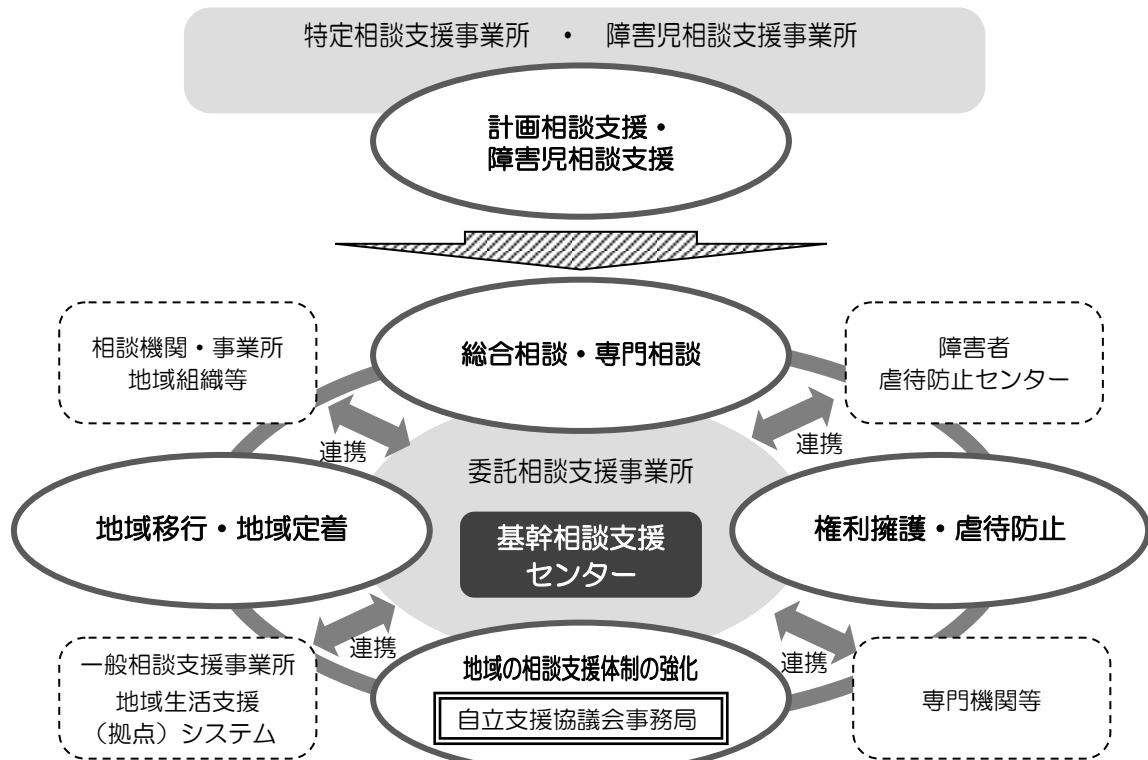
⑤ 差別解消への理解と配慮、調整の推進 [○]

- ・差別解消法への理解を広げ、差別的な取り扱いの防止や合理的配慮を徹底するよう、対応マニュアルに基づく市役所内の取り組みをすすめるとともに、市民・事業者等への啓発や情報発信を推進します。
- ・差別の解消に向けた調整などを行う差別解消支援地域協議会を、関係機関等の参加を得て設置し、事案への対応や防止のための啓発などを推進します。

⑥ 虐待防止への理解と予防・解決に向けた取り組みの充実 [○]

- ・障害、高齢、児童、DV（ドメスティック・バイオレンス＝配偶者等からの暴力）などの複数の分野に関わるケースなども含め、虐待事案への対応と解決に向けた支援がより迅速、的確に行えるように、虐待対応プロセスの見直しを随時行っていきます。

【計画相談支援を活かした総合的な相談支援体制】



(2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・自分らしい生活を支えるために、障害の重度化・多様化や高齢化などによる新たなニーズや、制度の狭間などのニーズにも対応した障害福祉サービス等を推進します。
→ 障害福祉サービス等の推進
- ・保健・医療・福祉や住まいの確保などを連動させ、地域での生活を包括的に支援するためのしくみづくりや取り組みを、高齢分野などとも連動させて推進します。
→ 包括的な支援のしくみづくり

【成果目標】

⑦ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [◎]

- ・新たに実施する自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援等を活用し、福祉施設や医療機関、親元などから地域での生活に移行する人への支援を推進します。
- ・“親亡き後”（加齢などによって介護や支援ができなくなることも含め）への不安に対応するため、情報や学習機会を提供し、備えを支援する取り組みを、自立支援協議会の地域活動支援部会等と連携して推進します。

《数値目標等》

- | | |
|------------|---------------|
| ・地域移行者数 | 平成32年度末までに12人 |
| ・施設入所者の削減数 | 平成32年度末までに3人 |

（設定の考え方）

福祉施設から地域生活に移行する人数の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上とされています。これに基づき、平成28年度末の施設入所支援利用者129人の9%にあたる12人を目標値として設定します。

福祉施設入所者の人数の削減目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上とされています。これに基づき、平成28年度末の施設入所支援利用者129人の2%にあたる3人を目標値として設定します。

⑧ 地域生活支援（拠点）システムの推進 [◎]

- ・登録制で備えをすすめることで、本人の状態の急変や介護者の急病などの緊急時に的確に対応する「地域生活あんしん支援システム事業」や「体験宿泊プログラム事業」を、事業者等と連携して推進します。
- ・「地域生活あんしん支援システム事業」などを安定的に実施するための体制整備や、地域での自立した生活を日常的に支援するための体制づくりと専門性を確保するための取り組みを、自立支援協議会等で協議しながら推進します。

《数値目標等》

- ・地域生活支援拠点等 平成32年度末までに整備

(設定の考え方)

障害のある人の地域生活を支援するため、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、①地域生活への移行や親元からの自立等の相談、②ひとり暮らしやグループホームへの入居等の機会や場の提供、③緊急時の受け入れ体制の確保、④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、⑤サービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能をもつ地域生活支援拠点等を平成32年度末までに1つ以上整備することとしています。

本市では、自立支援協議会の地域生活支援拠点等プロジェクト会議での検討結果をふまえ、「面的整備型」による取り組みを推進しており、平成32年度までにいっそうの整備をすすめることを目標として設定します。

⑨ 精神障害者地域包括ケアシステムの構築 [◎]

- ・精神障害者の地域移行・地域定着などにおける障害特性をふまえたさまざまな課題を解決していくための保健・医療・福祉の関係者の情報共有や協議の場を、自立支援協議会のネットワークを活かして設置し、退院支援、居住支援や退院後の生活支援などを連携して推進します。この取り組みは、保健所等とも連携し、高齢者保健福祉計画に基づいて推進している地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療・介護連携などとも調整を図りながら推進します。

《数値目標等》

- ・保健、医療、福祉関係者の協議の場 平成32年度末までに設置

(設定の考え方)

精神障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、平成32年度までに市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとしています。

⑩ 多様なニーズに対応する介護・生活支援サービスの確保

- ・本計画の【活動指標】として定める見込量等に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業等を確保するとともに、自分らしい生活を支えるサービスとして支援の質を高めるよう、事業者等と連携して取り組みます。
- ・障害のある人の高齢化や重度化などもふまえ、高齢期にも継続して支援が受けられるよう新たに創設された共生型サービスや、介護保険サービスをはじめとする関連する他分野のサービスと効果的に連携して多様なニーズに対応するよう、関連分野の事業者等との情報共有や支援方策の検討などを行っていきます。
- ・市民などによる地域福祉活動とも協働し、多様なニーズに効果的に対応するよう、地域福祉計画や地域福祉活動計画とも連動させて推進します。

- ・補助犬を利用する人への支援や、介護ロボット、AI（人工知能）など、新たな手法などを活用した効果的な支援を推進するよう、検討を行います。

⑪ 重度者、発達障害者、難病患者等への支援の充実 [○]

- ・医療的ケアが必要な人なども含めた重度の障害、盲ろう、高次脳機能障害、発達障害、難病など、既存の制度やサービスでは対応しにくいケースに柔軟に対応する方策を、自立支援協議会等で協議しながら検討し、支援をすすめていきます。
- ・多様な状況に応じた支援ができるスキルを高めるために、事業者・従事者等への情報提供や研修を推進します。

⑫ 居住型サービスと住まいの確保への支援の充実

- ・“親亡き後”などの暮らしなども含め、地域での生活の基盤となる住まいを確保するため、重度の人のニーズにも対応するグループホームの整備や、障害のある人に配慮した住宅の確保や入居を支援する方策などについて、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みや「Osakaあんしん住まい推進協議会」（居住支援協議会）等とも連携して検討します。

⑬ 自立した生活がおくれる経済的な基盤への支援の推進

- ・生活困窮者自立支援事業や生活保護等の各種制度を活用し、経済的な自立生活を支えていくよう、相談支援などによる支援を推進します。
- ・自立した生活をおくるための障害年金や各種手当等の充実に向けて、国や府などへの要望を継続して行います。

⑭ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進

- ・障害者の心身の健康管理、健康づくり、二次障害の予防などのための主体的な取り組みへの支援を、新たに策定した健康増進計画と連動して推進します。また、障害に配慮した健康や生活機能の保持、増進への支援についても推進していきます。
- ・入院時に意思を伝えることが難しい人などに対して、入院時コミュニケーション支援事業や重度訪問介護による支援を推進します。
- ・精神障害者地域包括ケアシステムや高齢分野の地域包括ケアシステムを活かし、福祉と医療が連携して地域での生活を支援する取り組みを推進します。
- ・発達障害や難病なども含め、障害のある人に配慮した医療を充実していくよう、保健所と連携した取り組みを推進します。

(3) ライフステージを通じた発達支援の充実《障害児福祉計画》

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・保健・医療・福祉や教育などの分野や、「公」と「民」の多様な主体が協働し、妊娠期・乳幼児期から学齢期、成人期へと継続して発達を支援する体制をつくります。
→ 発達支援の体制づくり
- ・障害を早期に発見し、一人ひとりの状況やニーズに応じた療育や訓練を、さまざまなおこころで継続して行う体制をつくります。
→ 障害の発見と療育の推進
- ・障害の有無にかかわらず、就学前から学齢期、成人期にかけて生涯にわたってともに学ぶための環境づくりや、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 生涯にわたる学習の推進

【成果目標】

⑯ 子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備 [◎]

- ・発達支援において民間の事業所等との関わりが広がっていることをふまえ、自立支援協議会の障害児部会を充実させるとともに、障害児関係機関協議会などとも連携した公・民の協働による発達支援のネットワークを充実し、各々の機関の“強み”を活かした支援を推進します。
- ・医療的ケアが必要な障害児への支援をするため、関係機関による協議の場を自立支援協議会のネットワークを活かして設置するとともに、支援における調整を行うコーディネーターを設置します。
- ・発達障害などを含む障害を早期に発見し、適切な支援につなぐように、乳幼児健診や母子保健事業、学校での取り組みなどと、障害児相談支援、障害児支援サービス等の連携を、いっそう推進していきます。
- ・障害児支援利用計画の作成やモニタリングを通じて、障害児支援サービスを適切に利用するとともに、本人や保護者などのニーズをふまえてさまざまな機関等が連携して支援できるよう、障害児相談支援と計画相談支援を充実します。また、個別の教育支援計画との連携を図るとともに、サポート手帳がさらに活用されるよう、作成や活用への支援をすすめます。
- ・障害児の保護者が、子どもの障害を理解して支援していくように、相談支援や情報提供などを、いっそう推進していきます。また、必要な障害児支援サービスや障害福祉サービス等が利用できるように支援するとともに、地域との関わりによる支えあいなども推進していきます。
- ・地域や社会からの孤立や経済的な困窮など、さまざまな理由で子育てに困難を抱えている家庭において、子どもの健やかな発達を支援するよう、子ども・子育て支援事業

計画と連動させた取り組みを推進していきます。

《数値目標等》

・児童発達支援センターの設置数	3か所
・保育所等訪問支援を実施する事業所数	3か所
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	2か所
・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3か所
・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	平成30年度末までに設置

(設定の考え方)

新たに策定した障害児福祉計画にかかる【成果目標】として、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置し、保育所等訪問支援を実施することとしています。本市では指定管理者制度で運営している市立あかつき・ひばり園を児童発達支援センターとし、保育所等訪問支援も実施していることから、府の目標もふまえ、継続して事業を実施することとします。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所について、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、府域で把握している障害児の人数を参考にして府の目標を設定することとしており、これを按分して府から示された数値に基づき、平成32年度に児童発達支援事業所を2か所、放課後等デイサービス事業所を3か所とすることを目標値として設定します。

また、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、医療的ケアが必要な障害児への支援のため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度末までに設置することとしており、これに基づき、平成30年度末までに本市における協議の場を設置することを目標として設定します。

⑯ 多様なニーズに対応する療育支援の推進

- ・児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）が就学前の療育のセンター機能を担い、さまざまなニーズをもつ子どもや保護者への専門的な支援や関係機関等のサポートなどを行うよう、指定管理者による運営を推進します。
- ・学齢期の療育・訓練の充実を図るよう、学校での取り組みを推進するとともに、児童発達支援センターが支援する方策などについて、自立支援協議会の障害児部会等で検討します。
- ・医療的ケアが必要な子どもに対応した障害児支援サービスの充実を図るとともに、関係機関の協議の場を通じて、連携して支援する取り組みを推進します。
- ・本計画の【活動指標】で定める見込量等に基づき、新たに創設された訪問型の児童発達支援を含め、障害児支援サービスを確保するとともに、療育や保護者に対する支援の質を高めるよう、事業者等と連携して取り組みます。
- ・子ども・子育て支援事業を利用し、多様な育ちを支援するとともに、健常児等との交流などもすすめていくよう、子ども・子育て支援事業計画と連動させて、ニーズに応じた受け入れ体制の確保を図るとともに、民間の保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）等を利用しながら継続的な療育ができるよ

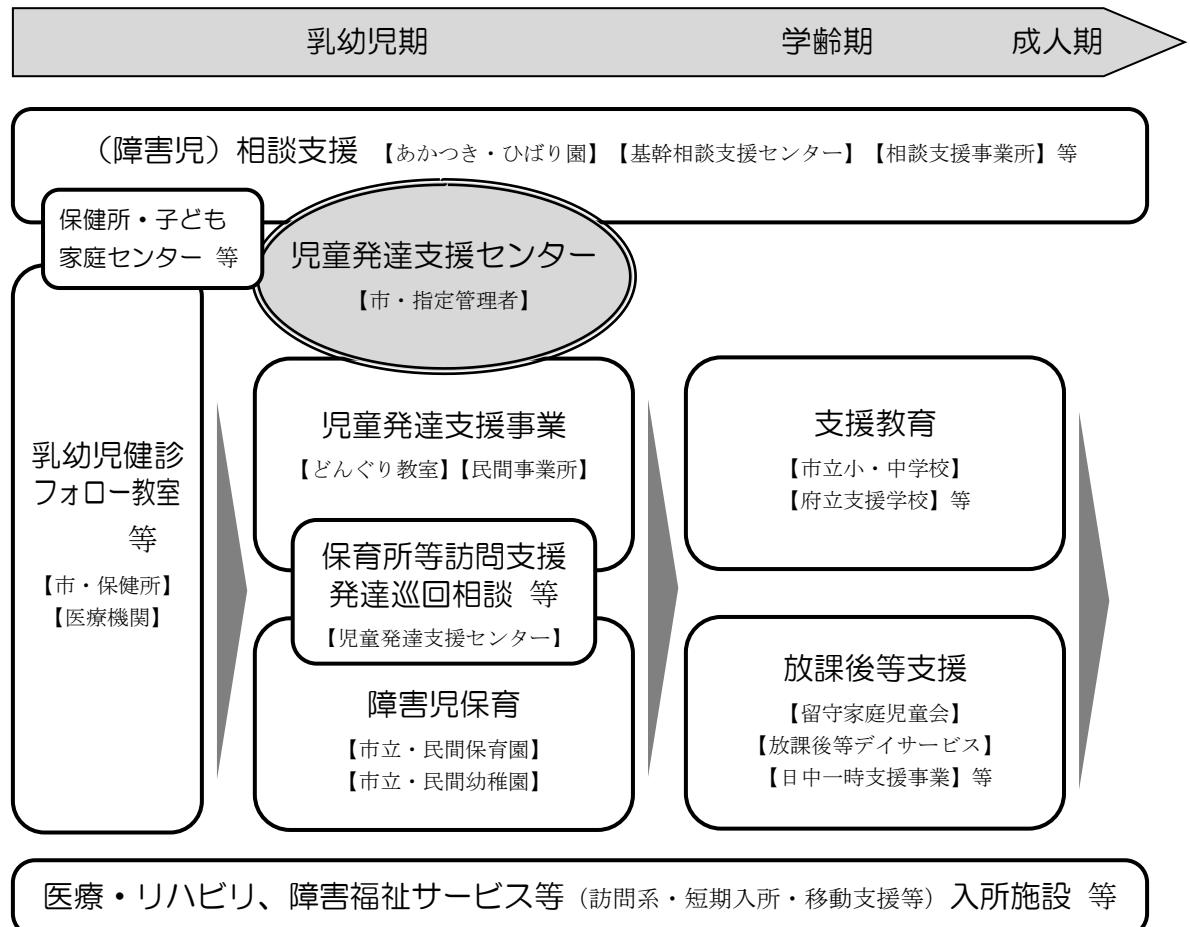
う、連携や支援を推進します。

- ・障害児支援サービス等によって放課後などの支援が多様化していることをふまえ、一人ひとりのニーズや状況に応じた支援が適切に受けられるよう、各々の役割分担や支援の内容、支給決定のあり方などに関する検討を行います。

⑯ 支援教育・高等教育、生涯学習の充実

- ・「地域でともに学び、育つ」ことを基本として、本人にとってより良い就学ができるよう、情報提供や支援を推進します。また、医療的ケアが必要な人なども含めた重度の子どもなども受け入れるための、ニーズに応じた教育環境の整備や支援を、市内の小学校・中学校や府立の支援学校等とも連携して推進します。
- ・発達障害のある子どもへの支援を充実するよう、個別の指導計画等を活用し、一人ひとりの状況に応じた指導や環境づくりを推進します。
- ・高校卒業後の学びの場についての希望が増えていることをふまえ、多様な取り組みの情報提供をすすめるとともに、市域での取り組みなどについて検討します。
- ・希望に応じて生涯学習・生涯スポーツ等に参加できるよう、障害者に配慮した事業の実施や施設等の改善、参加への支援などでの合理的配慮を推進します。

【ライフステージを通じた療育体制のイメージ】



(4) 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・自分らしい生活をおくるうえで多様な“思い”に基づく就労や社会参加ができるよう、選択できる場や障害に応じた環境づくり、踏み出すための支援などを推進します。
→ 就労や社会参加の推進

【成果目標】

⑯ 一人ひとりのニーズに応じた就労への支援の推進

- ・一人の市民としての生活をめざすうえでの各々のニーズに応じた就労や日中活動に向けて、状況にマッチした相談や訓練などの支援、アフターフォローなどを、関係機関が連携して効果的にできるしくみを充実するよう、自立支援協議会の就労支援部会等で検討します。
- ・本人の希望や障害の状況などに応じた福祉的就労や日中活動ができるよう、本計画の【活動指標】で定める見込量等をふまえて事業所の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や環境づくり、やりがいのある仕事・活動づくりなどを、事業者等と連携して推進します。
- ・発達障害や難病などの多様な障害や、高齢障害者の増加などに対応した就労支援をすすめるために、情報共有や支援者のスキルを高める取り組みを、事業者等と連携して推進します。

⑰ 福祉的就労での工賃向上の取り組みの推進 [◎] (※) 大阪府独自の成果目標

- ・就労継続支援（B型）事業所での工賃向上に向けて、各々の事業所の状況に応じた取り組みを福祉施設協議会等と連携して推進するとともに、市などで優先調達をいくそう広げていくよう取り組みます。

《数値目標等》

- ・就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額 10,449円（月額）

（設定の考え方）

大阪府は全国とくらべて工賃実績が極めて低いことから、就労継続支援（B型）事業所における工賃向上の取り組みを府独自の成果目標として設定しています。

市内の事業所が設定した目標工賃の平均額に基づき、平成32年度は平成28年度実績9,017円の約16%増となる10,449円とすることを目標値として設定します。

② 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [◎]

- ・障害者雇用促進法が改正され、雇用の分野においても差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、法定雇用率が見直されたこともふまえ、企業などの障害者雇用を増やしていくよう、自立支援協議会の就労支援部会でネットワークを広げながら、理解の促進や支援制度の周知などの情報発信をすすめます。
- ・本市においても、市役所内で実施している庁内実習などを通じて、障害者雇用への理解や仕事の創出などをすすめながら、障害者雇用を推進します。
- ・新たに実施する就労定着支援も活用し、就労後の仕事や生活面での継続的な支援を推進します。

《数値目標等》

・福祉施設からの一般就労者数	平成32年度に39人
・就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末に111人
・就労移行率が3割以上の事業所の割合	平成32年度末に5割以上
・就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上

(設定の考え方)

日中活動系のサービスを利用して福祉的就労をしている人の、企業等での一般就労への移行の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、府域で平成28年度の1.3倍にあたる1,700人以上とされています。これを按分して府から示された数値に基づき、この計画の最終年度の平成32年度には年間で39人とすることを目標値として設定します。

一般就労への移行に向けた支援を行う就労移行支援事業の利用者数の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、平成28年度末の利用者数から2割以上増加することとされています。これに基づき、平成32年度末には平成28年度末の就労移行支援事業利用者91人の約1.2倍にあたる111人とすることを目標値として設定します。

就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が3割以上の事業所の割合の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では事業所全体の5割以上とされています。これに基づき、平成32年度末に5割以上とすることを目標値として設定します。

新たに実施する就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では8割以上とされています。これに基づき、8割以上とすることを目標値として設定します。

② 多様な社会参加の場づくりと参加の支援・条件づくりの充実

- ・障害のある人がさまざまな社会参加の活動に参加できるよう、活動の内容や参加のための手続き、移動やコミュニケーションなどの面での合理的配慮への理解や、適切な対応を促進するための取り組みを、差別解消支援地域協議会を通じて推進します。

(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・障害のある人もない人もみんなが理解しあい、尊重しあってふれあい、一人ひとりが“できること・したいこと”で気持ちよく支えあうまちをつくります。
→ 理解し、支えあうコミュニティづくり
- ・一人ひとりの障害に配慮して移動やコミュニケーションなどのバリアをなくし、安全で快適に暮らせるまちをつくります。 → バリアのないまちづくり
- ・「公」と「民」が力をあわせ、災害、犯罪、交通事故などから安全なだれもが安心して暮らせるまちと、いざというときに的確に支えあえるしくみをつくります。
→ 安全・安心なまちづくり

【成果目標】

② 「地域共生社会」の実現に向けた学習や交流の推進 [○]

- ・多様な障害への理解をすすめるように、障害のある当事者も参加し、交流しながら理解しあう学習を、地域福祉計画、地域福祉活動計画等に位置づけられた取り組みなどとも連携しながら、学校、地域、職域などの多様なところや場面で推進します。

③ 市民・当事者による地域での支えあい活動の推進

- ・障害者が地域で生活するうえでの困りごとを理解し、日常からの支えあいをすすめる取り組みを、地域福祉計画、地域福祉活動計画に位置づけられた取り組みなどや、多くの人が関心をもつ災害時の支えあいのしくみづくりなどとも連動させて推進します。
- ・障害のある人が担い手となった活動として、ピアカウンセリング、ピアサポートや当事者が交流できる機会、居場所づくりなどの取り組みを、自立支援協議会の地域活動支援部会や当事者団体、事業所等と連携して推進します。

④ 合理的配慮の視点でのバリアフリー化と配慮・支援の推進

- ・道路や公園等の都市施設や建築物、公共交通機関などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインを、まちづくりの取り組みと連動させて推進します。
- ・障害は社会の障壁によってつくられているという「社会モデル」の考え方への理解をすすめ、日常生活や社会参加におけるさまざまな場面での、一人ひとりの困りごとに対応する合理的配慮としてのバリアフリー化やきめ細かな対応などを推進します。

㉕ 公・民の役割を活かした災害への備えと支援体制づくりの推進

- ・災害に対する一人ひとりの意識を高め、いざというときのための備えや訓練などをすすめる取り組みを、団体や事業者等とも連携して推進します。
- ・災害時の避難などに支援が必要な人に的確な支援ができるように、プライバシーに配慮して情報を共有し、備えや支援体制づくりを推進します。また、災害時に的確な対応ができるよう、避難や連絡等の情報の周知にも取り組みます。
- ・障害のある人に配慮した情報提供、避難路・避難所の整備や資機材等の準備、避難所での配慮や支援のためのマニュアルの作成や活用のための訓練などを、関係機関や団体等と連携して協議しながら推進します。また、災害時に継続して福祉や医療のサービスが利用できるようにするための検討を、事業者等と連携して推進します。

㉖ 防犯・交通安全のためのソフト・ハードの取り組みの充実

- ・防犯や交通安全の意識や自分の身を守るための知識などを高めるとともに、まわりの人が障害の特性を理解し、適切な見守りや支援ができるよう、関係機関や団体等と連携して情報提供や学習をすすめ、地域での実践を推進します。
- ・犯罪や交通事故、公共交通機関を利用する際の事故などを防ぐための設備などの整備を、関係機関等とも連携して推進します。

(6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり

【取り組みの方向と目標（障害者長期計画）】

- ・障害者的生活に関わる多様な主体が協働し、それぞれの“強み”を活かした効果的な支援のしくみづくりや取り組みを、計画的に推進します。
→ 障害者支援のネットワークづくり
- ・さまざまな障害者支援の担い手を増やすとともに、自分らしい生活を支えるという視点で支援の質を高めていきます。
→ 障害者支援の担い手づくり

【成果目標】

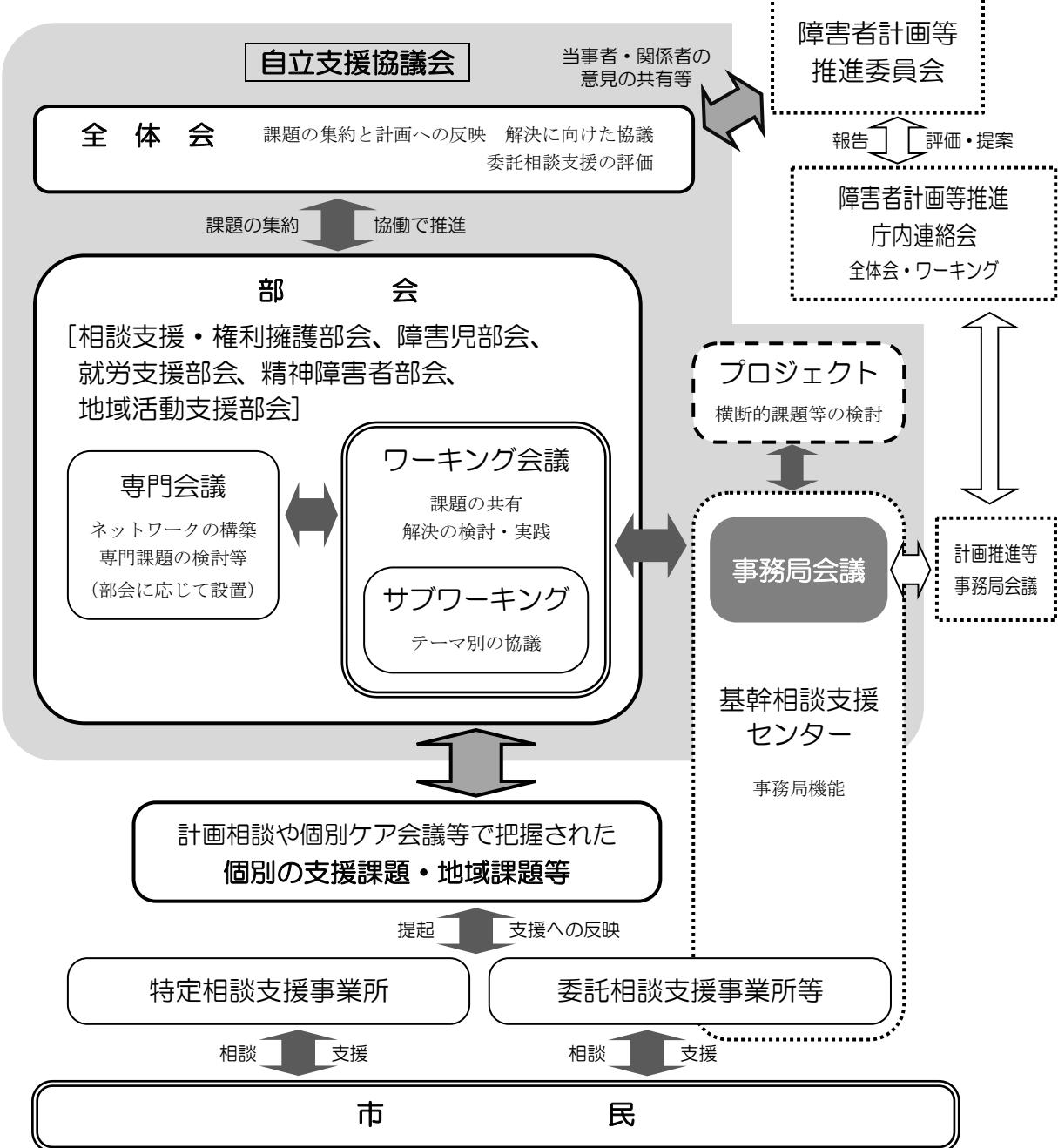
⑦ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実

- ・本市では、各期の障害福祉計画と連動させて自立支援協議会のあり方を見直し、組織や取り組みの充実を図ってきました。第5期計画では、これまでの取り組みの成果と課題をふまえ、障害福祉計画といっそう連動し、市・関係機関と、障害のある人を含めた市民、団体、事業者等の多様な主体が参加して公民協働で計画を推進することを目標として、PDCIサイクルの考え方による部会・全体会の運営を推進します。
- ・一人ひとりの相談や支援などの問題を地域の課題として共有し、公・民の協働による解決につないでいくよう、計画相談を行う相談支援事業所等と連携した取り組みをすすめるしくみを充実します。
- ・医療的ケア児の支援、精神障害者の地域包括ケアシステムの構築などをすすめるための協議の場を設置し、協働による取り組みを推進します。
- ・営利法人なども含め、多様な主体が障害福祉サービス、障害児支援サービス等の提供に参入している状況のなかで、多様な機関等が連携して包括的な支援を行っていくための連携に向けた取り組みを推進します。

⑧ 計画のPDCIサイクルを通じた全庁的な障害者支援の推進

- ・計画に関する事業を着実に推進するため、成果目標に沿った計画推進シートを事業の担当部局で作成するとともに、府内連絡会・ワーキングで共有し、連携して事業を実施したり、各々の事業に反映するなど、PDCIサイクルの考え方に基づく効果的な推進を図ります。

【自立支援協議会の構成】



(29) 障害者支援の多様な人材の確保 [○]

- ・福祉サービスの従事者を確保するため、“福祉のしごと”への理解やイメージアップに向けた取り組みをすすめるとともに、就業環境の改善を支援するなどの取り組みを、地域福祉計画や他の分野の計画などとも連携して推進します。
- ・地域での市民どうしの支えあいをすすめていくよう、地域福祉への関心を高めながら、“できること・したいこと”での参加を促進するよう、地域福祉計画や地域福祉活動計画などと連携して推進します。そのなかで、当事者どうしの支えあいも含め、障害のある人への支援をすすめていくよう、障害への理解を広げる取り組みと連動させて推進します。

(30) 情報公開や研修による支援の質の向上と安全確保 [○]

- ・サービスの第三者評価や情報公開の推進を通じてサービスの質の向上を図っていくよう、事業者への呼びかけや支援を推進します。
- ・一人ひとりのニーズに応じて自分らしい生活を支えるための質の高い支援を行っていくよう、事業者・従事者への継続的な研修などを、福祉施設協議会や事業者連絡会等とも連携して実施します。
- ・市内の事業者が適切なサービス提供を行えるよう、引き続き、実地指導や監査を実施します。

5. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】

国・府の基本指針では、【成果目標】を達成するための【活動指標】となるサービスや事業の量を見込むこととしており、国・府が示した【成果目標】に対応する【活動指標】を以下のように定めます。

なお、本市が独自に設定した【成果目標】については、年度ごとに作成する「計画推進シート」で具体的な取り組みを定め、P D C I サイクルで推進していきます。

(1) 障害福祉サービスの見込量

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）による障害福祉サービスを、第4期計画での利用実績や新たなニーズをふまえ、次の見込量に基づいて推進します。

なお、平成25年度より障害福祉サービスの対象になった難病の人の見込量は、第5期計画では区分した推計は行いませんが、計画を推進するなかで利用状況のデータ等を蓄積し、ニーズをふまえた提供をすすめていきます。

① 訪問系サービス

自宅での介護・家事援助や外出時の支援などを行う訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。

第5期においても、各サービスをニーズに応じて提供できるよう、N P O 法人や営利法人等も含めた多様なサービス事業者と、ヘルパー等の従事者の確保を図ります。特に、平成30年度から重度訪問介護が入院時も利用できるようになることもふまえ、重度の障害のある人に対応できるヘルパーの確保やスキルアップ等への支援、同性介護などを考慮した人材確保などに向けた取り組みを推進します。

② 短期入所

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや、介護者の休息などのために施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市内・市外の事業者によって提供されています。平成27年3月に市が短期入所施設「大谷の里」を設置し、指定管理者制度による運営を開始したことから、第4期においては利用者が大きく増加しました。また、地域生活支援（拠点）システムを整備するため、短期入所を活用した「体験宿泊プログラム事業」を実施することとしています。

各事業所の受け入れ体制の拡充、グループホームへの併設などにより、受け皿を増やすための取り組みを推進します。

【訪問系サービスの見込量】(1か月あたり)

[上段：時間 下段：人]

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	居宅介護	5,187	5,221	5,255
		153	154	155
	重度訪問介護	5,460	5,833	6,205
		44	47	50
	同行援護	2,151	2,179	2,207
		76	77	78
	重度障害者等包括支援	815	855	895
		4	4	4
知的障害者	居宅介護	2,854	3,100	3,346
		116	126	136
	重度訪問介護	621	869	1,117
		5	7	9
	行動援護	407	434	461
		15	16	17
	重度障害者等包括支援	665	695	725
		3	3	3
精神障害者	居宅介護	3,646	3,851	4,057
		248	262	276
	重度訪問介護	248	248	248
		2	2	2
	行動援護	16	16	16
		2	2	2
障害児	居宅介護	281	296	311
		19	20	21
	同行援護	11	11	11
		1	1	1
	行動援護	14	28	42
		1	2	3
合計	居宅介護	11,968	12,468	12,969
		536	562	588
	重度訪問介護	6,329	6,950	7,570
		51	56	61
	同行援護	2,162	2,190	2,218
		77	78	79
	行動援護	437	478	519
		18	20	22
	重度障害者等包括支援	1,480	1,550	1,620
		7	7	7

【短期入所の見込量】(1か月あたり)

[上段：日 下段：人]

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	身体障害者	378	396	413
		44	46	48
	知的障害者	845	858	871
		128	130	132
	精神障害者	34	42	50
		8	10	12
	障害児	61	68	76
		17	19	21
	合計	1,318	1,364	1,410
		197	205	213

③ 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護給付として生活介護、療養介護、また、訓練等給付として自立訓練（機能訓練・生活訓練（宿泊型を含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）が、市内・市外の事業者によって提供されています。なお、市内には自立訓練（機能訓練）の事業所はなく、市外の事業所が利用されています。

【日中活動系サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	生活介護	2,524 141	2,596 145	2,667 149
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	33 2	33 2	33 2
	就労移行支援	65 3	65 3	65 3
	就労継続支援（A型）	391 19	391 19	391 19
	就労継続支援（B型）	269 17	284 18	300 19
	生活介護	10,100 505	10,200 510	10,300 515
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	418 20	460 22	502 24
	就労移行支援	734 45	750 46	766 47
	就労継続支援（A型）	724 36	724 36	724 36
	就労継続支援（B型）	3,116 159	3,214 164	3,312 169
精神障害者	生活介護	316 31	367 36	418 41
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	317 36	334 38	343 39
	就労移行支援	926 59	942 60	958 61
	就労継続支援（A型）	944 51	944 51	944 51
	就労継続支援（B型）	1,454 131	1,510 136	1,565 141
	生活介護	12,940 677	13,163 691	13,385 705
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	768 58	827 62	878 65
	就労移行支援	1,725 107	1,757 109	1,789 111
	就労継続支援（A型）	2,059 106	2,059 106	2,059 106
	就労継続支援（B型）	4,839 307	5,008 318	5,177 329
就労定着支援 [人]		17	18	20
療養介護 [人]		22	22	22

平成30年度から、就労移行支援などをを利用して一般企業に就労した人が環境の変化に

適応できるようにサポートする就労定着支援が創設されます。また、生活訓練の機能訓練、生活訓練は障害の区別なく利用できることになります。こうした状況もふまえ、支援学校を卒業する人や、福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人などの日中活動の場として、ニーズに応じた種類のサービスが提供できるよう、事業所の確保を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や行動障害がある人などへの対応を充実するよう、従事者のスキルアップなどを図っていくための取り組みも推進します。

④ 居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。平成30年度からは、グループホームや入所施設などから出てひとり暮らしを希望する人を定期的に訪問したり電話などでの相談を通じて支援する自立生活援助も創設されます。

福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人、障害児施設から地域移行する人、家族から独立して生活する人、いわゆる“親亡き後”の生活の場としてのニーズに対応するよう、地域生活支援（拠点）システムの整備とも関連づけながら、施設の整備や世話人の確保に向けた取り組みを推進します。

また、安定して事業が運営できる適正な報酬体系とするよう、引き続き国に要望するとともに、重度の人のニーズへの対応なども含めたグループホームの整備などを推進する方策を検討します。

【居住系サービスの見込量】(1か月あたり)

[人]

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者	共同生活援助	7	9	11
	施設入所支援	28	28	28
	自立生活援助	3	4	4
知的障害者	共同生活援助	178	194	210
	施設入所支援	98	98	97
	自立生活援助	4	6	7
精神障害者	共同生活援助	33	39	45
	施設入所支援	1	1	1
	自立生活援助	8	9	10
合計	共同生活援助	218	242	266
	施設入所支援	127	127	126
	自立生活援助	15	19	21

⑤ 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

サービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングを行う計画相談支援、地域生活に移行する人などを支援する地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、市内・市外の事業者によって提供されています。

計画相談支援は、相談支援専門員によるプランの作成に加え、サービス利用者が自ら作成するセルフプランでも行われていますが、今後は相談支援専門員による作成を基本とするよう、事業所と相談支援専門員の確保に向けて、障害福祉サービス等を提供する事業所や、介護保険のケアプランを作成する事業所などとも連携して取り組みます。また、相談支援専門員のスキルアップを図るための取り組みを、事業者連絡会等を通じて推進するとともに、自ら研修などを受けてセルフプランを作成する人には、福祉事務所や委託相談支援事業所等による支援を行っていきます。

【相談支援の見込量】（1か月あたり）

[人]

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	身体障害者	56	84	112
	知的障害者	178	267	356
	精神障害者	184	276	368
	障害児	2	3	4
	合計	420	630	840
地域移行支援	身体障害者	1	1	1
	知的障害者	1	1	1
	精神障害者	2	3	4
	合計	4	5	6
地域定着支援	身体障害者	6	7	8
	知的障害者	8	11	14
	精神障害者	15	18	20
	合計	29	36	42

(2) 地域生活支援事業の内容と事業量

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業について、本市では、《必須事業》として位置づけられた事業と、市が判断して実施する《任意事業》を、次のように実施します。

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人の生活などへの理解を深めるため、広く市民に向けた研修や啓発を、講演会や交流の機会となるイベント等を通じて実施します。

また、パンフレットやホームページなどによる広報活動も実施します。

② 自発的活動支援事業

障害のある人や家族などが、生活の向上や社会参加のために自発的に行う当事者活動を支援するよう、障害のある人どうしで相談を行うピアカウンセリングを、ピアサポートセンターの機能をもつ基幹相談支援センターで実施するなどの取り組みを、自立支援協議会の地域活動支援部会等と連携して推進します。

③ 相談支援事業

[基幹相談支援センター]

障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターでは、市と障害者相談支援事業を委託する事業所が連携して、「総合相談・専門相談」、「地域移行・地域定着の支援」、「地域の相談支援体制の強化」、「権利擁護・虐待防止」の4つの機能に基づく事業を推進します。

[障害者相談支援事業]

基幹相談支援センターと連携して、障害のある人や介助者・支援者などからのさまざまな相談に応じ、社会資源の活用などによる生活や権利擁護などへの支援を行う事業を障害特性に応じた専門性を有する3か所の委託相談支援事業所に委託して実施します。

[基幹相談支援センター等機能強化事業]

地域移行や権利擁護・虐待防止の取り組み、専門的な指導・助言や人材育成への支援に関する業務を4か所の相談支援事業所に委託し、基幹相談支援センターの事業実施体制を強化します。

[住宅入居等支援事業]

地域で自立した生活をおくるための賃貸住宅への入居などに関する支援を、委託相談支援事業所で実施します。

[障害児等療育支援事業]

在宅の障害児等を訪問し、療育に関する相談や指導を行う事業を、中核市への移行をめざしている平成31年度から実施するよう、検討、推進します。

[自立支援協議会]

「公」と「民」の連携による障害者支援の推進体制を強化するとともに、相談支援事業の効果的かつ中立・公正な実施を推進するよう、基幹相談支援センターが事務局機能を担って、自立支援協議会を運営します。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援するよう、申立に関する経費や後見人等の報酬などの費用を補助する事業を、親族等による申立が困難な場合に市長が申立を行う制度と連動させて、引き続き実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用を推進するうえで、後見人等の担い手のひとつとして法人後見を実施する体制を整備するよう、研修や支援などの実施方法を検討しながら実施します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者、要約筆記者の派遣、福祉事務所への手話通訳者の設置を、引き続き実施します。

また、夜間、休日の緊急時に手話通訳者の派遣を行う緊急時手話通訳者派遣事業を引き続き実施するとともに、重度の障害で入院時に意思疎通に支援が必要な人に対して支援を行う重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業は、重度訪問介護が入院時に利用できるようになることとも調整を図りながら、引き続き実施します。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、手話奉仕員を養成するための研修を、引き続き実施します。

あわせて、聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、これまで任意事業として実施してきた要約筆記奉仕員を養成するための研修を、引き続き実施します。

⑧ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を、利用者のニーズをふまえて効果的に行っていくよう検討を行いながら、引き続き実施します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人の自立生活や社会参加を促進するよう、市内・市外の事業者に委託して、個別支援型、グループ支援型のサービスを、引き続き実施します。また、車両移送型のサービスについては、引き続き社会福祉協議会に委託して実施します。

また、ガイドヘルパー養成講座を、居宅サービス事業者連絡会と連携して、引き続き実施します。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人の日中活動の場として、精神障害者への相談支援や理解促進などをあわせて行うⅠ型と、社会生活に関する訓練などを行うⅡ型を、引き続き身体障害者福祉センター、東障害福祉センターと、市内の事業者に委託して実施します。

本市は、平成31年4月の中核市移行をめざしており、以下の事業は中核市に移行した後に実施します。

⑪ 専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業

聴覚や言語機能に障害がある人の自立した日常生活、社会生活を支援するため、障害者福祉の概要や手話通訳者・要約筆記者の役割・責務等を理解するとともに、基本技術を習得した手話通訳者・要約筆記者を養成するための研修を、中核市への移行後は大阪府と共同で実施するよう、検討、推進します。

また、視覚と聴覚に障害がある盲ろう者のための通訳や介助を行う人を養成する研修についても大阪府と共同で実施するよう、検討、推進します。

⑫ 専門性の高い意思疎通支援者派遣事業

聴覚等に障害がある人の社会参加を支援するため、市町村域を越えた手話通訳者・要約筆記者の派遣についても大阪府と連携して実施するよう、検討、推進します。

また、盲ろう者のコミュニケーションや移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣する事業を実施するよう、検討、推進します。

⑬ 精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉の関係者の情報共有や協議を行う場を設置する事業を中核市への移行後に実施するよう、検討、推進します。

《任意事業》

① 日常生活支援

[福祉ホーム事業]

常時の介護や医療を必要としない人の生活の場としての福祉ホームの提供を、引き続き事業者に委託して実施します。

[訪問入浴サービス事業]

自宅での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供する事業を、引き続き事業者に委託して実施します。

[日中一時支援事業]

介護者の一時的な休息なども目的として日中活動の場を提供するよう、引き続き事業者に委託して実施します。

② 社会参加支援

[障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業]

障害のある人のスポーツを振興し、スポーツを通じて社会参加を促進するよう、大会の開催や参加への支援等を、引き続き実施します。

[点字・声の広報発行事業]

視覚障害がある人への情報提供として、「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」の配付を、引き続き実施します。

[点字等養成講習会]

視覚障害がある人への理解を深め、点字に関するボランティア活動を推進するための講習会を、引き続き実施します。

[自動車改造助成事業]

重度の障害のため就労などに自動車が必要な人が、障害に適応した改造を行う際の経費の一部を補助する事業を、引き続き実施します。

③ 権利擁護支援

[障害者虐待防止センター事業]

障害者虐待の未然防止や早期発見を推進するとともに、相談や通報への迅速な対応と適切な支援を行うよう、基幹相談支援センターと連携して、引き続き運営します。

④ 就業・就労支援

[更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業]

更生訓練（就労移行支援、自立訓練）を受けている人の自立を促進するよう、更生訓練費と就職支度金の給付を、引き続き実施します。

【地域生活支援事業の事業量】(1年あたり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	
	障害児等療育支援事業	一	3か所	3か所	
成年後見制度利用支援事業		5人	5人	5人	
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	225件 730時間	240件 775時間	250件 810時間	
	要約筆記者派遣事業	20件 50時間	25件 60時間	25件 60時間	
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	
手話奉仕員養成研修事業		30人	30人	30人	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	26人	26人	26人	
	自立生活支援用具	75人	85人	95人	
	在宅療養等支援用具	53人	53人	53人	
	情報・意思疎通支援用具	74人	76人	78人	
	排泄管理支援用具	6,600人	6,700人	6,800人	
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	7人	7人	7人	
移動支援事業		90,492時間 469人	92,556時間 480人	94,596時間 491人	
地域活動支援センター		6か所 200人	6か所 200人	6か所 200人	
専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業	手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者 養成講習修了者	一 一	(※1)16人 (※1)80人	
	要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者 養成講習修了者	一 一	(※1) 5人 (※1) 20人	
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	養成講習修了者	一	(※1)30人	
				(※1)30人	
専門性の高い意思疎通支援者派遣事業	手話通訳者派遣事業	一		(※2)	
	要約筆記者派遣事業	一			
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	一	75件 300時間	100件 400時間	
精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業		一	実施	実施	
《任意事業》	日中一時支援事業	3,500回	3,500回	3,500回	
	訪問入浴サービス事業	760回	780回	800回	
	自動車改造助成事業	3件	3件	3件	

(※1) 大阪府と共同で実施するため、府全体での人数を示しています。

(※2) 意思疎通支援事業の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の事業量に含みます。

(3) 障害児支援サービスの見込量《障害児福祉計画》

児童福祉法に基づく障害児支援サービスを、第4期障害福祉計画での利用実績や新たなニーズをふまえた次の見込量に基づき、障害福祉サービス等と連携を図りながら提供します。

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

本市では、市立あかつき・ひばり園を「児童発達支援センター」として指定管理者制度により運営し、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等のサービスを実施しています。また、児童発達支援事業は、市のどんぐり教室や市内・市外の民間の事業所でも提供されています。

児童発達支援センターは、乳幼児期の療育のセンター的機能を發揮し、関係機関等や事業所等への専門的な支援も含めて事業を実施するよう、市と指定管理者が連携して運営します。

また、自立支援協議会の障害児部会等を通じて、市、児童発達支援センターと事業者が連携し、継続性のある療育を支援するよう取り組みます。

② 放課後等デイサービス

放課後や長期休業中の訓練や活動の場を提供する放課後等デイサービスは、市内・市外の事業者によって提供されています。

留守家庭児童会や日中一時支援事業などの多様な支援方策とあわせて、ニーズに応じたサービスを提供する体制を整えるとともに、国が定めたガイドラインに沿った適切な運営が行われるよう、府とも調整を図り、自立支援協議会の障害児部会等を通じて事業者と連携しながら推進します。

③ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等を訪問して障害のある子どもの訓練やスタッフへの指導などの専門的な支援を行う保育所等訪問支援は、児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）が実施しています。

関係機関の理解を得て障害のある子どもや保護者のニーズに応じた支援を行っていくよう、自立支援協議会の障害児部会等を通じて連携を図りながら推進します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

外出が著しく困難な重度の障害児に居宅での児童発達支援を行う事業が、平成30年度から創出されます。

ニーズに応じた支援を児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）において実施するとともに、医療的ケアが必要な子どもへの児童発達支援を実施している事業所や関係機関等が連携して、保育、教育、医療など、発達に必要な支援を行っていくよう、自立支援協議会の障害児部会等を通じて連携を図りながら推進します。

⑤ 障害児相談支援

障害児支援サービス（通所サービス等）を利用する際に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援は、児童発達支援センターや民間の指定障害児相談支援事業所で実施されています（※）。

障害児支援サービスを利用する人全員に障害児相談支援を実施するために、事業所と相談支援専門員を確保するよう、障害児支援サービスを実施する事業所などとも連携して取り組みます。

また、医療的ケアが必要な障害児の支援を推進するため、新たに設置する関係機関の協議の場に、関連分野の支援を調整するコーディネーターを平成30年度末までに1人以上配置します。

（※）障害福祉サービス（居宅介護等）のみを利用する人には、p. 34 に記載した計画相談支援により、サービス等利用計画を作成します。

【障害児支援サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	1,264 142	1,273 143	1,282 144
医療型児童発達支援	216 30	223 31	230 32
放課後等デイサービス	4,395 328	4,435 331	4,476 334
保育所等訪問支援	[回] 6	[回] 8	[回] 10
居宅訪問型児童発達支援	[回] 2	[回] 3	[回] 4
障害児相談支援	[人] 38	[人] 49	[人] 60

⑥ 子ども・子育て支援

障害児福祉計画では、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加と包容を推進するため、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、提供体制の整備目標を定めることとしていますが、大阪府は、市町村および府の子ども子育て支援事業計画に、平成31年度までの障害児を含めた利用量の見込みと提供体制を定めていることから、障害児福祉計画にも同様に記載することとしています。

本市では、子ども・子育て支援事業計画に以下の見込みを示しており、この計画と連携して、障害児の利用を推進していきます。

【子ども・子育て支援等に関する目標】

	平成30年度	平成31年度
保育所・認定こども園（保育所部分）等	4,373人	4,345人
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	2,569人	2,468人
延長保育事業	1,929人	1,862人
保育所等の一時預かり	10,500人日	11,340人日
幼稚園の預かり事業	56,465人日	65,722人日
放課後等児童健全育成事業（留守家庭児童会）	2,110人	2,163人
乳児家庭全戸訪問事業	1,710人	1,642人
養育支援訪問事業	110人	110人
地域子育て支援拠点事業	152,452人日	154,471人日

第3章 計画推進シート

1. 計画推進シートの位置づけと内容

障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」と、それを推進するために障害福祉計画・障害児福祉計画で定めた【成果目標】に基づく取り組みを、PDCIサイクルに基づいて推進するため、計画推進シートを活用します。

計画推進シートでは、以下の事項を定めることとします。

① 年度の重点事項

- ・「3年間で重点的に取り組む事項」もふまえて、【成果目標】のなかで年度中に特に重点的に取り組むことを定めます。

② 年度の取り組み

- ・【成果目標】ごとに、前年度の成果と課題もふまえて年度中に取り組むことや取り組みの視点を定めます。
- ・シートには、実績や背景となる事項なども含めた数値等のデータも記載し、科学的な推進を図っていきます。

また、次のような内容のシートを作成します。

A. 組織別総括表

- ・担当部局、部会等ごとに、【成果目標】のうち実施する事業等を記載し、関連する取り組みを包括的に推進します。

B. 組織別個票

- ・【成果目標】ごとに、各担当部局・部会等の年度別の計画や評価などを経年的に記載し、取り組みの成果と課題をふまえたスパイラルアップの事業展開を図ります。

C. 【成果目標】別集約表

- ・【成果目標】ごとに、担当部局・部会等の組織別個票を集約し、関連する事業等の効果的な分担と協働による推進を図ります。

D. 全体集約表

- ・【成果目標】別集約表に記載された事項の概要（ポイント）をとりまとめ、計画全体の進行管理を包括的な視点で行います。
- ・進行管理においては、【成果目標】や【活動指標】に基づく事業実施状況等の量的評価に加え、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」の達成状況の質的評価を含めた包括的な分析を行います。

2. 取り組みの流れ

(1) 庁内関係部局・庁内連絡会での取り組み

- ・計画に関連する事業について、担当部局ごとに本年度に実施する内容や目標などの計画を作成し、実施状況を評価して、次年度の取り組みや、次期計画に反映するなどして長期的に推進すべきことなどを記載します。

↓

- ・長期計画の推進方向（分野ごと）を基本として設置する庁内連絡会ワーキングで各部局の取り組み状況や課題を共有し、各々の事業に反映させたり、協働での取り組みを推進します。

↓

- ・さらに、庁内連絡会（全体会）で共有し、分野を超えた取り組みを推進するとともに、施策化すべき事項などについての協議を行います。

(2) 自立支援協議会での取り組み

- ・各部会では、ワーキングで作成する年度ごとのワークシートに計画の推進に関わる取り組みも含めて記載し、取り組みの成果や課題を専門会議に報告します。また、次年度のワークシートに、計画に関わる取り組みも記載します。

↓

- ・専門会議では、関連する庁内連絡会ワーキングとも協働して、各々の取り組み状況や課題を共有し、「公」と「民」が各々の役割を担って協働で推進する方法を検討するとともに、自立支援協議会の全体会、庁内連絡会（全体会）に提起して全体で取り組む事項などについて協議します。

↓

- ・全体会では、各部会の取り組みの共有、相談支援事業の評価とあわせて、専門会議で協議した計画に基づく取り組みの課題を協議し、各部会で連携して取り組む事項や、施策化すべき事項などを協議します。

(3) 計画推進委員会での取り組み

- ・【成果目標】ごとの計画推進シートのまとめをもとに、前年度の進捗状況や課題のチェックを行います。また、今年度の計画を確認し、事業等の実施についての提案や協議を行います。

↓

- (※) 進捗状況等のチェックの結果や事業等の実施に関する意見を、庁内連絡会（全体会）を通じて関係部局および自立支援協議会の各部会に報告し、各々での取り組みに反映します。